

## 令和5年度 事業計画の概要

### 児童養護施設讃岐学園

#### <基本方針>

国は、児童虐待の相談対応件数の増加など子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化等を行うため、令和4年6月に改正児童福祉法を成立させています。

令和6年4月の法施行に向け、今年4月発足のこども家庭庁を中心に、地域で生活する子育て世帯への支援強化や社会的養護出身者への自立支援の拡充、子どもの意見・意向表明や権利擁護を図る環境整備等に向けた具体的な施策の検討を進めています。

社会的養育を取り巻くこのような情勢の中、児童養護施設には、入所児童の養育・支援はもとより、施設の小規模化かつ地域分散化の推進と職員の専門性を高める高機能化とともに、地域の子育て世帯に対する在宅支援や里親の支援を行う、多機能化・機能転換の推進などが求められています。

このようなことから、讃岐学園としても、自立支援や権利擁護など入所児童へのより良い養育・支援に取り組む一方、令和2年3月に策定した家庭的養育推進計画に基づき、地域分散化として分園型小規模グループケア施設開設の検討や、心理療法担当職員や看護師の配置による施設の高機能化のほか、地域の子育て世帯に対しては、市町と連携した子育て支援短期利用事業の実施や里親養育包括支援（フォスタリング）事業として里親支援の推進を行うなど、地域の子育て支援拠点となるよう、今後より一層の多機能化・機能転換の取り組みを進めます。

園内の行事については、ウィズコロナを念頭に、感染防止対策を徹底する中で、状況に応じて、実施の方法や時期について工夫をしながら取り組みます。

職員の資質向上については、入所児童のニーズに応じた個別的ケアや養育を提供するため、引き続き、テーマ別のグループによる職場内研修に努めるとともに、国・県や児童養護施設協議会などが主催する研修に参加し、取り組みます。

また、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものになっている状況を踏まえ、学園のICT化を進め、入所児童一人ひとりのニーズや学習状況に応じたオンライン学習による学力向上や、ICTを適切・安全に使いこなすことができる情報活用能力の育成に努めます。

以上、学園の現況や昨今の社会的養護を取り巻く社会情勢を踏まえ、令和5年度の養育・支援方針や目標、行事計画などは次のとおりとします。

## 1 養育・支援の目標、職員の行動指針

子どもの生活目標

「自分のいいねを見つけます。なかまのいいねも見つけます。」

職員の行動指針

「一人ひとりを大切にした養育と自立に向けた支援に施設全体で取り組みます」

## 2 行事計画

ウィズコロナを念頭に、感染防止対策を徹底する中で、状況に応じて、実施の方法や時期について工夫をしながら取り組みます。

- (1) 学園内主要行事・・・一日園長、地域交流会、学園祭りなど
- (2) 園内月間行事・・・誕生会、避難訓練、散髪奉仕、遊ぼうデイなど
- (3) 園外行事・・・一泊旅行、高齢者施設秋まつり慰問など
- (4) 地域行事への参加・・・前田地区民大運動会、防災避難訓練など
- (5) 招待行事・・・人形劇招待、正月外出など

## 3 職員配置状況

施設長、事務長、寮長、児童指導員、保育士、心理療法担当職員、看護師など 職員合計35名（令和5年4月1日予定）

3月31日付で自己都合退職者6名と定年退職者1名が減となる見込みで、4月1日付で再雇用1名と新規に保育士4名を採用する予定です。

## 4 研修会等への参加と職場内研修の実施

ウィズコロナを念頭に、状況に応じて職場内での研修の実施するとともに、国や県・児童養護施設協議会などが主催する研修に参加します。

## 5 家庭支援専門相談員、個別対応、心理療法、里親支援専門相談員、看護師の各実施計画

それぞれ担当専門職員を配置し、業務に取り組みます。

## 6 その他の取り組み

ウィズコロナを念頭に、状況に応じて一時保護委託事業、子育て短期支援事業、実習生・ボランティアの受入れなどに取り組みます。